



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成20年10月1日水曜日 第2003号外2

◇ 目 次 ◇
規 則

正する規則..... 1

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改

規 則

○愛媛県規則第57号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表第1（第4条、第5条関係） 衛生環境研究所使用料表					別表第1（第4条、第5条関係） 衛生環境研究所使用料表					
検査分類	試験項目	検体の量	単 位	使用料金額	検査分類	試験項目	検体の量	単 位	使用料金額	
1～5 省略					1～5 省略					
6 温泉及び 鉱泉	省略				6 温泉及び 鉱泉	省略				
	定量試験	省略				定量試験	省略			
	温泉付随ガス分析	適当量	同	15,000円						
7～27 省略					7～27 省略					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。